

# 隠岐の島町内でお引越しされた方へ

隠岐の島町内での住所変更にとまなう手続きが必要な各窓口をご案内いたします

担当窓口	住所の変更等の手続きがあるもの	必要なもの
1階③,④番 戸籍住民係 ☎2-8560	<input type="checkbox"/> 転居届 お引越しした日から14日以内に届出をしてください	・届出人の本人確認書類
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（お持ちの場合のみ）	・マイナンバーカード ・暗証番号
	<input type="checkbox"/> 在留カード等（お持ちの場合のみ）	・在留カード等
1階⑤,⑥番 国保年金係 ☎2-8560	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	・保険証 ・来庁者の本人確認書類
	<input type="checkbox"/> 子ども等医療（中学生以下のお子様）	・受給資格証 ・来庁者の本人確認書類
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療（75歳以上の方）	・保険証 ・来庁者の本人確認書類
1階①番 児童福祉係 ☎2-8577	<input type="checkbox"/> 児童手当	・受給者の印鑑 （代理人の場合）
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	
1階①番 地域福祉係 ☎2-8561	<input type="checkbox"/> 福祉医療 <input type="checkbox"/> 自立支援医療	・福祉医療証 ・自立支援医療受給者証 ・印鑑
	<input type="checkbox"/> 障がい者手当 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳	・障がい者手帳 ・印鑑
2階①番 上下水道課 ☎2-0192	<input type="checkbox"/> 新住所の開栓及び旧住所の閉栓・名義変更の 手続きがお済みでない方	
2階②番 環境課 ☎2-8565	<input type="checkbox"/> ゴミ収集地区別カレンダー	
2階⑤,⑥番 消防防災係 ☎2-2111	<input type="checkbox"/> 町内放送機器の返却・貸出申請 ※県営・町営住宅の場合、受信機は据え置きのため、返却・貸出申請の必要はありません。新居に設置されていない場合は申請してください。	・引越し前の受信機 （本体・配線コード）
	<input type="checkbox"/> 防災ハザードマップ	